

## ほんとうに「個人情報」は守られているか？

慌ただしい年末の騒然さは今や消え、ゆったりした年越しが例年のこととなった。「もういくつ寝るとお正月・・・」子供たちも「お年玉」をもらうときぐらいにやっと新年を感じるのかも知れない。しかし元旦に家族での新年のあいさつから、おせち、そしてお雑煮までの儀式は大切にしていきたいと思う。

さてこの秋から年末にかけて「マイナンバー」が話題を締め、特に個人情報漏えい問題がクローズアップされた。それを防御するシステムがビジネスチャンスを生んだ。悪意をもって情報を奪うのは、それこそ断罪を課す必要があるだろう。それを防御することも大切であるが、これには限界がある。相手はあらゆる手を使って盗み取る輩である。

私は思う、個人情報は実は野晒しの状態に近いのではないか？

カードはいたるところで作ってカードケースはパンパンの状態、インターネットでの買い物も盛ん、すさまじいネット社会、税務申告も今やすべて電子申告で済ませる。何から何まで情報化データの基礎となっているのである。相手がきちんとデータ管理して



いるのを信じて成り立っているのが実情。ネット社会のもつ危うさを、わたしたちが認識し（完璧はない）、そのうえでこの利便性を活用する認識が必要であろう。便利さを追求すればするほど情報管理は堅固になり、使い勝手は悪くなる。

このように個人情報の保護のためのコストは計りしれないし、これからこの種に割くエネルギーは減ることはないだろう。とはいうものの、こればかりにコストを割くのも経営上はきわめて本末転倒である。とすれば、やることの最低限をやっておくしかないであろう（なるべくコストをかけずに）。

今年も大変お世話になりました。来る年がみなさまにとって良き年でありますようお祈り申し上げます。

## さわやか土曜塾の御案内

日時 1月9日 10:00~11:30  
場所 辻堂市民図書館 2F 会議室  
参加費 500円  
講師 北 雄二  
(公益財団法人モラロジー研究所参与)

## ＜前回の格言＞

一長に誇らず心を虚しくして短を補う  
・・・私たちは知らず知らずのうちに他人と自分を比較し、他人の才能や幸福をうらやんだり、嫉妬したりする事があります。しかし本当は他の人々がもっている長所を認め、それに学び、自己の短所を補っていこうという謙虚な態度をもつことが大切だということを説いています。

お気軽にご参加ください。心よりお待ちしております。

# SLE 研究室報告 (Social insurance, Labor and Employment)

## ～ 2015 年労務トピックあれこれ～

こんにちは。今回の SLE 研究室です。早いもので 2015 年も終わろうとしております。今年は何よりマイナンバーが世間の話題をさらっていきましたが、そのほかにも今年には労務関連の話題がいろいろありました。それらを一緒に振り返っていきたいと思います。

### 1. ワークライフバランスを重視した多様な働き方

今年には「朝型勤務」「ゆう活」「在宅勤務」「週休 3 日制」など、ワークライフバランスに関する様々なキーワードを聞いた一年だったのではないのでしょうか。これらを導入する大手企業の動きが相次ぎ、ニュースにもよく取り上げられました。超高齢社会（もはや高齢「化」ではありません。）を迎え、介護離職も相まって労働人口は低下の一途をたどる中、労働力を確保していくためには時間を有効活用できる働き方が益々求められています。いわゆる「103 万」「130 万」の壁を取り除き、就労意欲を高める政策も必要ですが、企業としても人材確保のためには柔軟な働き方を今後ますます認めていく必要があります。

これらの話は大手企業だけの話ではなく、むしろ中小・小規模企業のような少数精鋭型組織こそ活用すべき、メリットのある働き方だと考えます。特に在宅勤務のような形態はある程度人間関係ができている間柄でこそ遠隔でも円滑にコミュニケーションできるというものですし、給与の金額では大手に及ばなくても、大手にはない柔軟な働き方ができる労働環境があるなら、大手志向が高まっている労働市場においても、中小企業の魅力の一つになるのではないのでしょうか。

### 2. 尽きることのない違法残業問題

今年に入っても、有名企業の違法残業の話題がいろいろありました。36 協定の未届や違反、残業代未払いなど、今年に入って書類送検されたり、訴訟を提起したり、判決が出たりと毎月のようにニュースで報じられました。業種としても、美容エステ、タクシー、パン製造、システム開発、靴販売、クレジットカード、警備など多岐にわたっていました。

これらは従業員による告発や労基署の調査等で明らかになるものですが、いずれの争いも労働基準法という強行法規に対する明確な違反ということで、おおよそ労働者有利の結果となることが多く、経営者側には厳しい傾向です。会社としてはコンプライアンスの重要性は言うまでもありませんが、何より従業員と日頃からコミュニケーションを図って信頼関係を作っておくこと（労使関係が円満な職場では多少の事があっても争いになりにくいものです。）就業規則などの社内規程の整備をはじめとした労務リスクへの対応の大切さを感じました。

### 3. ワタミ過労自死訴訟の和解

2008 年におきたワタミグループの居酒屋「和民」従業員過労自死（精神疾患の症状として発生する希死念慮の結果としての自殺であるため「自死」としています。）の民事損害賠償請求事件が、今月和解しました。結果として会社は、元従業員の精神疾患による死亡と過重労働の因果関係を認め、謝罪と全面的賠償を行う内容となっており、従業員の過重労働に対する会社の使用者責任、安全配慮義務違反、特に当時の代表者個人の責任が改めて明確になったニュースでした。

同グループは「24 時間死ぬまで働け」という社是で急成長し、訴訟提起後もグループ創業者の強気な言動もあっていわゆる「ブラック企業」として長く世間の批判を受けてきました。ここにきて方針転換し事態の長期化を防ぐことでブランドイメージの回復を図ったのかもしれませんが、遅きに失した感は否めません。

文責：SLE 研究室 八幡祐輔（社会保険労務士）

自民党・公明党の両党は12月16日、平成28年度与党税制改正大綱を正式決定しました。この税制改正大綱は私たちの身近にある税金の改正でありますから、とても重要です。そこで今回は税制が実際に改正される時の流れと、上記の税制改正大綱に盛り込まれている点をいくつか上げてみたいと思います。

## < 税制改正の流れ >

4月頃 政府税調総会の開催・・・総理大臣の次年度税制改正についての基本的考え方に基づいて審議がスタート

秋まで審議・・・当面の課題、中・長期の課題を審議

9～11月 政府税調における具体的な検討・・・自民党税調からの検討案提示

12月中旬 政府税調の答申発表・・・審議内容のとりまとめ

与党税調の税制改正大綱の発表・・・政府税調の答申内容に基づき具体的な数字・形式にまとめる

12月下旬 税制改正大綱と予算原案の発表

12月末 政府が予算案を国会へ提出

翌年1～4月 1月から税制改正案・予算案の審議修正後、可決成立

## 平成28年度 与党税制改正大綱の内容

### 消費税

「酒類及び外食を除く食品全般」に対する軽減税率制度の導入

### 所得税

(1) 一定のスイッチOTC医薬品の年間購入額が1万2千円を超えると、8万8千円を限度に課税所得から控除する医療費控除の特例を創設

スイッチOTC医薬品とは、これまでは医師の判断でしか使用できなかった医薬品を、薬局で買えるようにした医薬品です。

(2) 三世同居の住宅をリフォームした場合、改修費に相当する住宅ローンの年末残高から2%を5年間、税額控除する特例

(3) 一定の時期以前に建築された空き家を相続した場合、居住用財産の譲渡所得に3000万円の特別控除を適用

### 自動車取得税

自動車取得税は平成29年3月31日をもって廃止し、代わりに同年4月から燃費性能に応じて支払う新税の導入

### 納税環境の整備

(1) 国税のクレジットカード納付制度の創設

(2) 国税関係書類に係るスキャナー保存制度に、デジタルカメラやスマートフォンなどで撮影した電子データによる保存も認める、などがあります。

これらの内容のうち、国会の審議修正後、可決されたものが実際に改正されます。

## 職員のご紹介



こんにちは。12月7日より派遣できています山賀と申します。宇久田進治税理士事務所は今までの、どの事務所より居心地が良く、自利利他を地でいき、とても円滑にまわっている事務所だと感じています。

短い間ですが、皆様の足を引っ張らないように努力いたしますので、宜しくお願いいたします。

今月の一言

宇久田進治



「旧は新を育て新は旧を養う」

「旧は新を育て、新は旧を養う」これこそ自然の循環であり、人間社会が人間社会として成り立つのもこの法則あってこそと思う。日本はずっと有史以来この原理が支配して現在を築いてきた。

ところがこの新旧の循環原理が崩れかけてきているように思う。特にここ数年顕著になってきたのではないかとひいては日本の良さが失われつつあり、中途半端に欧米思想を取り入れ、これぞ「グローバル社会」の到来ととらえている、真のグローバル化はより日本の歴史、文化、伝統を重んじ尊重してこそ始まると思うのだが……。これを次世代につなげて輝く日本を送ることこそ最高の責務と信じ新年を迎えたいと存じます。

今年も大変お世話になりました。ありがとうございました。

## 年末年始のご案内



宇久田進治税理士事務所、(株)経営センターグロウは12月28日(月)午後から大掃除を行い、12月29日(火)～1月4日(月)まで休業とさせていただきます、新年明けて1月5日から仕事始めとさせていただきます。

来年もどうぞ宜しくお願いいたします。



発行・編集 宇久田進治税理士事務所/(株)経営センターグロウ

〒251-0042 藤沢市辻堂新町1-1-2 柿崎ビル6F URL: <http://www.ukuta.net/>

TEL 0466(36)0627 FAX 0466(33)4892

<http://www.cityfujisawa.ne.jp/~ukuta/>

「とらい&グロウ」はメールでも配信しております。郵送によらずメール配信をご希望の方は、上記までご一報ください。また、バックナンバー(先月以前分)は上記ホームページに掲載されております。